

やまぐち 会報



角島夕景



「大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定」調印式



第66回定時総会



境界問題相談センター研修会



CONTENTS



No.114-2013

9

山口県土地家屋調査士会役員名簿				1
会長就任挨拶	会 長	西本 聡士		2
副会長就任挨拶	副 会 長	板垣 龍夫		4
副会長就任挨拶	副 会 長	戸倉 茂雄		5
副会長就任挨拶	副 会 長	井上 哲也		6
第66回定時総会の報告	総務担当副会長	井上 哲也		7
中国ブロック協議会定例総会の報告				
	広 報 部 長	豊川 奎植		8
支部総会報告	岩国支部支部長	高松 孝一		9
	周南支部広報協力委員	林 洋子		10
	防府支部支部長	松田 光則		11
	山口支部支部長	本間 正幸		11
	萩支部支部長	伊藤 正典		12
	宇部支部理事	阿部 英世		13
	下関支部副支部長	清水 浩二		14
第1回「境界問題相談センター研修会報告」				
センターやまぐち 運営委員	林 弘			15
支部研修会報告	周南支部広報協力委員	林 洋子		16
	山口支部副支部長	和田 祐二		17
杭の日「無料相談会」報告	岩国支部	高松 孝一		19
	周南支部	林 洋子		20
	防府支部	前田 祐史		21
	山口支部	本間 正幸		22
	宇部支部	松村 幸雄		23
	下関支部	百合野 崇		24
「大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定」調印式の報告				
	財務部長	益田 正規		25
山口法律関連士業ネットワーク定期大会報告				
	広 報 部 長	豊川 奎植		26
全国一斉不動産表示登記無料相談会報告				
	広報部理事	三崎 友紀		28
九州ブロック「コミュニケーションツール活用研修会」に参加して				
センターやまぐち 副センター長	大田 浩治			29
山口県青年土地家屋調査士会の活動				
山口県青年土地家屋調査士会定時総会報告	山口県青年土地家屋調査士会	川口 尚徳		31
九州ブロック青年土地家屋調査士会会議 熊本大会	山口県青年土地家屋調査士会 総会	宮崎 敏幸		32
親睦クラブ活動				
「馬関まつり」に参加して	まつり同好会責任者	清水 浩二		34
会員の作るページ				
筆界と境界について考えてみよう	岩国支部	浦井 義明		36
高札場	萩支部	廣石 勝		38
事務局だより				39
広報部からのお知らせ				

山口県土地家屋調査士会 役員名簿

任期 平成25年5月～平成27年5月

平成25年6月11日現在

役 職		氏 名		支 部	役 職		氏 名		支 部		
会 長		西 本 聡 士		周南	名 誉 会 長		瀬 口 潤 二		宇部		
副 会 長	担 当	総 務・ 広 報	板 垣 龍 夫	宇部	顧 問		三 好 敏 夫		萩		
		財 務	戸 倉 茂 雄	周南			乗 川 良 介		周南		
		業務・社会事業・相談センター (社会事業部長兼任)	井 上 哲 也	岩国			三 好 一 敏		萩		
理 事		常 任 理 事	乗 川 慎 二	周南	吉 田 多 里				宇部		
		部 員	長 井 龍 夫	岩国	杉 山 浩 志		岩国				
〃		〃	内 田 博 司	防府	参 与		山 崎 耕 右		山口		
		〃		高 田 吉 雄			下関				
財 務		常 任 理 事	益 田 正 規	山口	A D R 顧 問		渡 辺 亜 弥				
		部 員	竹 下 治	下関			進 登 委 員 長		渡 邊 英 雅		山口
業 務 部		常 任 理 事	清 水 浩 二	下関	委 員				和 田 祐 二		山口
		部 員	熊 谷 剛 全	周南			検 討 委 員 会		井 上 哲 也		岩国
〃		〃	古 江 直 樹	萩	〃				熊 谷 剛 全		周南
		〃		白 石 龍 二			宇部	ア ド バ イ ザ ー		山 崎 耕 右	
広 報 部		常 任 理 事	豊 川 奎 植	宇部	注 意 勧 告 理 事		統 轄 理 事			西 本 聡 士	
		部 員	周 原 稔	岩国			理 事		戸 倉 茂 雄		周南
〃		〃	三 崎 友 紀	山口	〃		〃		板 垣 龍 夫		
		〃		浦 井 義 明			岩国	〃		井 上 哲 也	
監 事		代 表 監 事	渋 瀬 清 治	岩国	〃		乗 川 慎 二		周南		
		監 事	林 俊 男	防府			ネ ッ ト ワ ー ク 理 事		西 本 聡 士		周南
		〃	松 永 秀 治	宇部			〃		板 垣 龍 夫		宇部
予 備 監 事		〃	米 原 茂 樹	下関	会 館 維 持 管 理 員		西 本 聡 士		周南		
		〃		浦 井 義 明			岩国	〃		益 田 正 規	
網 紀 委 員		委 員 長	高 杉 千 河 生	宇部	境 界 問 題 相 談 セ ン タ ー		セ ン タ ー 長		浦 井 義 明	岩国	
		副 委 員 長	廣 石 勝	萩			副 セ ン タ ー 長 (弁)		中 光 弘 治		
		委 員	沖 廣 哲 裕	岩国			副 セ ン タ ー 長		大 田 浩 治		下関
		〃	富 永 弘	周南			運 営 委 員 (弁)		中 山 修 身		
		〃	石 田 浩 三	防府			〃		堀 勉		
		〃	藤 野 洋 一	山口			運 営 委 員		林 弘		周南
予 備 網 紀 委 員		予 備 網 紀 委 員	藤 本 幸 彦	岩国	支 部 長 会		〃		澤 田 誠	山口	
		〃	井 村 剛	周南			支 部 長 会 議 長		大 田 浩 治		下関
		〃	友 景 稔	防府			支 部 長 会 副 議 長		林 弘		周南
		〃	澤 田 誠	山口			支 部 長		高 松 孝 一		岩国
		〃	片 山 修 一 郎	萩			〃		松 田 光 則		防府
		〃	高 野 一 夫	宇部			〃		本 間 正 幸		山口
〃		〃	福 田 眞 一	下関	〃		伊 藤 正 典		萩		
		〃		藤 本 精 二	宇部	〃		藤 本 精 二		宇部	

会長就任挨拶



会長 西本 聡士

平成25年度の総会で会長として4度目の選任をされ、早いもので3ヶ月を経過いたしました。本年度事業も少しずつ具現化され、各々が活発に活動しています。新任の役員さん方の輝いている瞳が印象的な日々です。

最近、毎年この時期になりますと県内のどこかの箇所で災害が発生したニュースが耳に入ります。本年も県の北東部、萩市から山口市にかけてかなりの地域に被害が及んでいるようです。災害に遭われた会員の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、私は本年度総会において3つの事業方針を上げました。

一つ目は、これからの山口会を引張てくれる若い新しいリーダーの育成です。これまでも、連合会の理事やPT委員を積極的に山口会から輩出し、また若い担当者に常任理事会・理事会の運営を、起案から進行まで任せてきました。おかげで私は返事をするだけの影の薄いイエスマンです。時々勘違いをする役員もおりますが、それはそれ、本人にとって良い勉強になると確信しております。

二つ目は、土地家屋調査士業務の新しい展開です。一昨年は連合会顧問西本元連合会会長をお招きしてこれまでの土地家屋調査士業務の考え方を理解し、連合会児玉業務部長の新しい考え方に学び、触発されました。昨年度は東日本大震災に被災を受けた岩手会、宮城会、福島会に支援金を贈り、岩手会の菅原会長、宮城会の鈴木会長には震災の経過報告

を含め業務研修をお願いいたしました。本年度は本人が「私の考え方は宇宙人」だと表す連合会小野研究所長を講師に招いて、ややもすると昭和の時代的発想の多い、我が会の中枢を占める会員に新しい風を吹き込んでいただく本部研修会を開催する予定です。

三つ目は、会の財政を健全化し、より良い形であとに続く人たちに引き継ぐことです。本年度の総会では、もうしばらくは大丈夫だと思われた互助会を早めに解散しました。23年度後半から行っていた3年に一度の、会館敷地所有者であるJR西日本との敷地賃料改訂交渉を、24年度後半には専門家である不動産鑑定士に現在の付近借地賃料の鑑定を依頼し、弁護士を通じて値下げ交渉中です。9月19日に広島簡易裁判所において第1回の調停が行われます。経過につきましては折りあるごとに会員の方々に報告いたしたいと考えています。

以上、例年のごとく山口会会員の方々に絶大なるご支援とご協力をお願いするわけですが、最後にいつも機会があれば引用する、訳のわからない話で締めます。

昭和初期の歴史学者で西洋中世史の碩学、上原専祿博士の自宅客間には「蒙以養正」の扁額が掲げてあったそうです。蒙を以て、正を養う。「蒙」が無知であること、「正を養う」が真っ当な見識を養うことだとすれば、ソクラテスの唱えた「無知の知」にも通じるし「無知の知の知」という言葉も考えられると、先

日読んだ書物に書いてありました。私は調査士会の会長として「正を養う」努力をしているのでしょうか。「蒙以養正」は「モウイイ、

ヨセ」と音読するのが正解ではないかと考える今日このごろです。

副会長就任挨拶



副会長 板垣 龍夫

5月の定時総会におきまして、副会長に選任されました、宇部支部の板垣龍夫です。

今期は、総務及び広報を担当させていただくことになりました。総務に関しては、これまで総務部長として4年の経験がありますが、広報に関しては今回が初めての担当になりますので、正直なところ不安な面があります。この点に関しては、乗川総務部長と豊川広報部長のお力をお借りしながら、会の運営を行っていきたいと考えています。このお二人は、毛利家を支えた毛利両川（吉川氏・小早川氏）の如く頼りになる存在であると信じております。

総務としては、これまで行っていた事業に加えて、大規模災害に対する備えについての検討を行うことを考えています。これは、災害時における会員への支援のみではなく、調査士会及び会員が、一般市民に対して災害時にどのような支援・貢献ができるかを想定したいと考えています。ただし、最初は実現可能な小さなことから始めるつもりです。

広報としては、これまでと同様に無料相談会を通じて、調査士制度のPRに努めていき

たいと考えています。今年度は、7月31日の「土地家屋調査士の日」に全国一斉表示登記無料相談会が実施され、フリーダイヤル「0120-025-731」（土地家屋調査士法施行日である昭和25年7月31日に因んだ番号）による電話相談窓口も開設されました。来年度以降も継続してこの日に無料相談会が実施されるようであれば、山口会の無料相談会のあり方（スケジュール等）について見直すことも必要と考えています。なお、会員一人ひとりが、社会貢献を実感していただけるような活動を目指したいと考えています。

また、6月の日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会定例総会において、監事に選任されましたので、中国ブロック協議会の活動に対しても積極的に関与していきたいと考えています。

終わりに、戸倉副会長・井上副会長とともに「3本の矢」の如く折れないように西本会長を支えていく所存でおりますので、会員の皆様のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

副会長就任挨拶

副会長 戸倉 茂雄



5月18日に開催されました第66回定時総会におきまして、副会長に選任されました周南支部の戸倉茂雄です。今期は、財務部を担当させていただくことになりました。会長を補佐し、会と会員の皆様とのパイプ役となれるよう一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

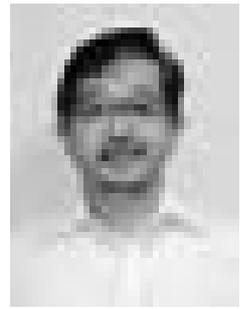
ところで、われわれ土地家屋調査士を取り巻く社会の情勢、環境は年を追うごとに厳しさを増しています。従来の業務は益々減少の傾向にあり、受験者数の右肩下がりもいまだに続いています。将来の人口構成は、山口会にとりましても大きな問題点として会務運営に影響してくることが予想されます。会員数の減少は、財政的な基盤の弱体化にもつながる重要な問題です。また、総報酬の低下は、会費の負担率を増加させ、事務所の運営にも大きく係わってきます。これらの事を念頭に置き、財務部では、より効率的な予算執行を心がけて行きたいと考えております。今年度は、総会でご承認いただきました互助会の廃止に向けての取り組んでいくとともに、会館

維持に関わる諸経費等の懸案事項を、次世代のより良き方向性が開けるように検討して行きたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

ところで、この度、中国ブロック協議会からご推薦を賜り、三度、日本土地家屋調査士会連合会の理事に就任いたしました。今期は研修部を担当いたします。

今年度、土地家屋調査士特別研修は第9回目を迎えます。これまでの認定者は5000人を超え、総会員数の30%に達するところまで来ています。多様化する社会では、不動産の表示登記の関する従来の業務におきましても、さらなる専門性が求められる時代となりました。筆界特定や民間紛争解決の代理という直接的な事案に対応することはもちろんのこと、紛争の予防的見地からみても、日常業務の中で有益となる研修のひとつだと感じています。最後になりますが、まだ、受講されていない会員の皆様の特別研修へ参加をお願いしまして、副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任挨拶



副会長 井上 哲也

平成25年度の定時総会に於きまして、副会長に選任されました、井上哲也です。

業務部、社会事業部、境界問題相談センターの担当であり又、社会事業部長兼任という、身に余るほどの大役を担当させていただくこととなりました。

今期の私が考える重点課題を各部ごとに記します。

1. 業務部について

まず、筆界についてです。我々は、筆界の専門家である土地家屋調査士として日々業務を行っておりますが、筆界についての知識、認識が個人間、地域間においてかなり相違しているのではないかと感じます。又、測量の技術や知識についても同様です。我々が筆界の専門家として国民に信頼され、制度を維持発展させるためには、筆界を正確に調査、確認し、測量する事が重要であると考えます。業務部ではそれらの研修を進めていこうと考えています。

次に、嘱託登記における地積測量図の作成者責任についてです。地積測量図の作成者は、実際に当該土地を調査し測量したものであるとされています。(昭和61年9月29日 民三第7272号民事局第三課長依命通知) これまで法務局との協議会に於いて、実際に調査も測量もしていないと思われる官公署職員が作成者欄に記名押印をしている地積測量図は、法第25条第9号の規定により、当該申請を却下して頂きたいと再三申し入れておりますが、現実のものとなっております。

引き続き申し入れを継続していこうと考

えております。

2. 社会事業部について

社会事業部と業務部は、密接に事業が隣接していることにより以前は、社会事業部長を業務部長が兼任していました。が、前期、今期と社会事業部は部長のみで、部員のいない事業部として存続しています。これは、社会事業部を今後どのようにしてゆくべきかという事を検証するためでもあります。今期はその検証を進めながらも前期同様山林地図検討委員会を主管し公図がないといわれている山口県の山林番の筆界の調査方法等についての検証をしていこうと考えております。

3. 境界問題相談センターについて

センターは、国民にとって大変に良い制度であるにも関わらず、全国的に見ても成功事例がほとんどありません。制度の運用自体に利用しづらい欠点がある様に思います。又、我々会員にとっても身近な制度となっていない様な気がします。そこで、山口会では浦井センター長をはじめとして、他会の良い点を取り入れ、悪い点を改正し、山口会独自の国民が利用しやすいセンターを目指します。そして、それに伴い研修会も積極的に開催をしていこうと考えております。

以上の課題を中心に、行動力のある清水業務部長と熟練の域に入られた浦井センター長と共に皆さまのご指導ご協力のもと会務に取り組んでいきたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

第66回定時総会の報告

副会長 井上哲也

第66回山口県土地家屋調査士会の定時総会が山口地方法務局長をはじめ多くの来賓の方々の臨席を賜り、下記のとおり開催された。

1. 日 時 平成25年5月18日（土）
午前10時30分～
2. 場 所 山口市湯田温泉三丁目5番8号「ホテル松政」
3. 出席者 （会員総数 233名）
本人出席 108名、委任状出席 69名、
出席会員合計（議決権数）177名
4. 議 案
 - 第1号議案 （1）平成24年度一般会計収支決算報告承認の件
（2）平成24年度特別会計収支決算報告承認の件
上記の監査報告
 - 第2号議案 平成25年度事業計画（案）審議の件
 - 第3号議案 （1）平成25年度一般会計収支予算（案）審議の件
（2）平成25年度特別会計収支予算（案）審議の件
 - 第4号議案 「山口県土地家屋調査士会互助会」廃止の件
 - 第5号議案 「山口県土地家屋調査士会会則」一部改正の件
 - 第6号議案 役員改選の件
5. 議 事

議長に富永弘会員、副議長に大田浩治会員が就任し、議事の進行を行った。

第1号議案から第5号議案は、執行部の

提案通り承認可決された。

第6号議案の役員改選の件では、本間正幸選挙管理委員長より会長立候補者として岩国支部の杉山浩志会員、周南支部の西本聡士会員の2名から適法に届出があった旨の報告があった。議長は、会長選挙について、選任規則第3条第1号の規定により投票を行う旨を宣言した。選挙管理委員長は、投票に先立ち、立候補者2名に対して所信表明の機会を与え、立候補者は届出順に所信表明を行った。投票による選挙の結果、全投票数122票、無効投票数1票、有効投票数121票の内、杉山浩志候補者60票、西本聡士候補者61票の投票があり、西本聡士会員が会長に選任された。次に宮崎晴雄役員推薦委員長から副会長候補者として推薦候補届出者5名の内、岩国支部の井上哲也会員、周南支部の戸倉茂雄会員、宇部支部の板垣龍夫会員の3名を推薦候補者とする旨の報告があり、富永議長が表決による選挙を行った結果、挙手多数により3名の副会長の就任が決定した。さらに他の役員についても各支部より推薦を受けた候補者にて採決を行った結果、挙手多数により承認可決した。

会員から、議事の中で未払いである会館の土地賃借料についての質問があり、西本会長が引き続き粘り強く交渉を行ってゆく旨の説明をした。

以上にて、第66回定時総会の報告を終了とさせていただきます。

中国ブロック協議会定例総会の報告

広報部長 豊川奎植

第56回日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会の定例総会が、下記のとおり広島会の担当で開催されました。

山口会の参加者は、役員として西本聡士会長（中国ブロック協議会副会長）、杉山浩志相談役（同参与）、代議員として板垣龍夫副会長、戸倉茂雄副会長、井上哲也副会長、乗川慎二総務部長、益田正規財務部長、オブザーバーは清水浩二業務部長、浦井義明センター長、広報部の豊川奎植です。

1. 日時 平成25年6月14日（金）
議事・表彰式等
15日（土）
報告・意見交換
2. 場所 ホテルグランヴィア広島
3. 議事
第1号議案 平成24年度事業報告
第2号議案 平成24年度収支決算報告
書承認の件、監査報告
山口会負担分
(549,600円 @2,400×229名)
第3号議案 平成25年度事業計画（案）
審議の件
第4号議案 平成25年度収支予算書
（案）審議の件
山口会負担分
(554,400円 @2,400×231名)
第5号議案 連合会役員推薦の件
戸倉茂雄連合会常任理事（山口会）
中田浩輔連合会理事（島根会）
第6号議案 中国ブロック協議会役員
改選の件

中国ブロック協議会副会長

西本聡士会長

同協議会監事 板垣龍夫副会長

（山口会会員のみを抜粋）

第7号議案 次期開催地決定の件

島根会による開催を提案

以上、全ての議案が満場一致により、承認可決されました。

また、多数のご来賓を賜る中、山口会から受賞された先生方は次のとおりです。

広島法務局局長表彰受賞者

杉山浩志（岩国支部） 規程2条第1号

藤野洋一（山口支部） 規程2条第2号

中国ブロック協議会会長表彰受賞者

沖潮宗男（下関支部）、龍角信夫（周南支部）

三坂規幸（宇部支部）、木村健一郎（周南支部）

小林博行（周南支部）、都地素臣（岩国支部）

二日目は、竹内八十二日調連会長から現在、取組み中の活動などについてご報告があり、また、中国ブロック各单位会の会長から、所属会の現状などについての考察が述べられ、盛会に日程を終えました。



平成25年度
支部総会報告

岩国支部定時総会報告

支部長 高松孝一

西本会長を来賓としてお迎えし平成25年度
岩国支部定時総会を開催いたしました。

日時 平成25年 4月26日（金）

場所 柳井市文化福祉会館

出席 23名 委任状出席13名（会員数
41名）

議事

- 第1号議案 平成24年度事業報告の件
- 第2号議案 平成24年度収支報告承認の
件
- 第3号議案 平成25年度事業計画（案）
承認の件
- 第4号議案 平成25年度収支予算（案）
承認の件
- 第5号議案 役員改選の件
- 第6号議案 その他

何れの議案も若干の質疑応答の後、出席者
全員の賛成を得て承認されました。

今年度岩国支部においては退会者及び新加
入者双方ともに無く、会員数に変動はありま
せんでした。今年度は役員改選の年でしたが、
今後ますます役員の改選年は頭を悩ますこと
に成りそうです。

総会終了後に平成25年度の第1回支部研修
会を行いました。社会保健労務士の田辺健一
朗氏（岩国市）に講師をお願いし、会員の多
くの現実的問題となってきた『年金』につい
ての研修会を行いました。25年度は事業計画
において今回の研修会を含め3回の研修会を
計画しています。

周南支部定時総会報告

広報協力委員 林 洋子

周南支部の定時総会が、平成25年5月10日（金）午後3時より、周南市のザ・グラマシーにおいて、支部会員39名の内、本人出席28名、委任状出席11名により開催しました。

開会に先立ち、昨年5月16日に亡くなられた久保田先生を偲び全員で黙祷を捧げご冥福をお祈りしました。

富永支部長の挨拶、表彰式が行われ、来賓の紹介の後、周南支局長岡村邦子様、統括登記官溝部吉美様、表示登記専門官目泰秀様、周南市長木村健一郎様、会長西本聡士様代理戸倉茂雄様、政治連盟会長三好一敏様代理乗川良介様より順次祝辞をいただきました。

総会は、下記議案が原案通り満場一致で承認可決されました。

第1号議案 平成24年度事業並びに収支決算報告及び承認の件

第2号議案 平成25年度事業並びに収支予算決定の件

第3号議案 役員任期満了につき改選の件

新支部長には林弘会員が選出され、新旧役員の挨拶がありました。新支部長の手腕に期待し、委員として支持していきたいと思っています。

引き続き、再入会会員 西田泰則会員、新入会会員 中村達郎会員の自己紹介が行われました。

総会終了後、司法書士会周南支部との合同懇親会が盛会に行われました。



防府支部定時総会報告

支部長 松田光則

防府支部では、4月27日（土）午後6時より「割烹なか谷」において、西本会長を来賓にお迎えして定時総会を開催しました。支部会員数は13名で、一番少ない支部になっています。私は2度目の支部長です。最初の支部長の時に、防府支局を山口地方法務局に統合する旨の説明会がありました。平成18年11月6日です。防府支部の調査士・司法書士会員が防府支局の会議室に集まりました。年が明けて、平成19年1月に支部臨時総会を開き、会員の意見と総会の決議を、お願いしたように記憶しています。その後、阿部会員の尽力もあって、防府商工会議所を主体として、市役所への働きかけもして頂き、防府支局存続要望の大規模な署名活動を展開しました。当時市役所の庁舎には、存続要望の横断幕がかかっていました。集まった署名と要望書を法務局に提出するのが、テレビでも取り上げられました。甲斐も無く、防府支局は山口地方法務局に統合となりました。

防府市役所には現在、登記事項等の交付器械が設置されています。次の問題です。防府支部を存続するのか、山口支部の会員となるかです。支部長は交代していたと思いますが、支部臨時総会を開き協議しました。存続、存続しなくてよい、どちらでもよい。結局存続を選択して、今日に到っています。支部役員をお願いするのも、遠慮がちとなって、2度目の支部長です。司法書士会防府支部は、山口支部に移りました。その後、支部総会後の懇親会で司法書士の先生方とお話をするとはなくなりました。定時総会では、西本会長から互助会とJRの土地賃貸料の説明がありました。無事総会を終了し、懇親会では、久しぶりに酒を飲みながら、食事をして、近況や健康の話が進んでいました。喫煙者2名でした。山口支部の和田先生、10年ぐらい前に禁煙セラピーを勧めてくださったのに、ごめんなさい。

山口支部定時総会報告

支部長 本間正幸

平成25年5月10日（金）午後3時半より、定時総会を行いました。

今回は、司法書士会山口支部と合同のため、会場を湯田の翠山荘に設けました。

会員総数33名のうち、本人出席14名、委任状出席7名でした。

議長選出後、第1号議案、平成24年度事業報告並びに、収支決算監査報告及び承認の件を上程し、説明後、無料相談会の広告をいろいろな機関にしたらどうですかという意見がありました。研修会についても、意見がとびでたり、活発な総会となり、無事承認されました。

第2号議案 山口県土地家屋調査士会山口支部役員選任の件について、上程、新役員を発表、承認されました。

第3号議案 山口県土地家屋調査士会本部役員選任の件を上程し、承認されました。

第4号議案 平成25年度事業計画（案）並びに、収支決算（案）承認の件を上程し、承認されました。

連絡事項として、調査士試験啓発ポスターを配ることについて、説明をしました。

無事、支部総会が終わり、次の司法書士総会の前に、来賓として、山口地方法務局 首席登記官 庄司健人様、山口県土地家屋調査士会 会長西本聡士様 山口県司法書士会 会長代理 渡辺一正様 山口県土地家屋調査士政治連盟 会長代理 山崎耕右様 ご出席の上、祝辞を述べられました。

特に西本会長は、萩支部総会終了後から山口支部総会に掛け持ち出席の上、懸案の互助会廃止、JR借地料問題について触れられました。

以上

萩支部定時総会報告

支部長 伊藤正典

日時 平成25年5月10日（金）午後3時より
場所 長門市深川湯本 大谷山荘にて
（萩支部は会場を萩と長門で1年毎に場所を変えて行っており、今年度は長門市で開催）

支部長挨拶のあと、来賓である本会西本聡士会長の祝辞並びに本会の総会において互助会の廃止議案についての説明、役員改選における会長、副会長等議題があり、ぜひ出席してほしいとの要望あり。

続いて新入会員浅野貴伸会員の自己紹介の後、議事に移る。

（14名の支部会員の内、本日11名の出席）

第1号議案 平成24年度事業報告、収支決算報告（監査報告）

会務報告では、萩支部役員会、支部総会、親睦会岩国支部引き受け（会員・補助者外10名参加）更には支部研修等の報告及び自主支部長会下関支部引受における報告の後、収支決算、監査報告を受けて全員異議無く承認した。

第2号議案 平成25年度事業計画、予算案

1. 研修会については、事務研修会及び技術研修会の予定
2. 厚生事業 ・ 史跡めぐり等本会行事があれば参加
無ければ、別の企画を立てる
3. 広報活動 ・ 無料相談
（平成24年4月1日 長門地区実施）相談者0名
（平成24年4月2日 萩地区実施）相談者0名

第3号議案 役員改選

本部役員及び支部役員の変更案が示され別紙の通り決定し、全員承認した。

（調査士会と司法書士会とが時間をずらして同一会場にて開催のため、今年度は司法書士会総会の終了後、和やかな合同懇親会を行った）



宇部支部定時総会報告

支部理事 阿部英世

日 時 平成25年5月11日（土曜日）
午後5時 開会
場 所 宇部市中央町一丁目6番10号
ホテル河長

出席者総数 32名 本人出席 19名
委任状出席 13名
上記の出席者数で総会が適法に成立するため、議案審議に入った。

定刻となり総会出席予定者も参集したので、西村勲副支部長が開会を宣言。

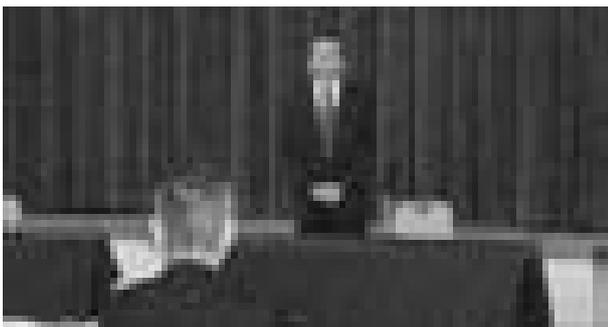
藤本精二支部長の挨拶の後、山口地方法務局局長表彰の松岡博会員・豊野佳秀会員、日本土地家屋調査士会連合会会長表彰の高杉千河生会員、同連合会感謝状の瀬口潤二会員、山口県土地家屋調査士会会長表彰の吉岡弘治会員・井上和夫会員・西野誠二会員へお祝いが贈呈された。

来賓の大田嘉勝山口地方法務局宇部支局長は祝辞のなかでオンライン申請、不動産事務取扱要領改正等を取り上げられ国民の権利の明確化に寄与するため法務局との連帯、土地家屋調査士のさらなる精進の必要性を述べられた。

西本聡士会長（戸倉茂雄副会長代読）にも祝辞をいただいた。

総会審議に移り、板垣龍夫会員が議長に就任して本総会の出席者数を報告。

支部会員総数40名



第1号議案 平成24年度事業報告並びに収支決算報告承認の件

藤井明彦副支部長の収支決算報告、西村勲副支部長の事業報告。

松永秀治支部監事からの適正に処理されている旨の監査報告。

第2号議案 平成25年度事業計画案並びに収支予算案審議の件

藤井明彦副支部長の収支予算案の提案、西村勲副支部長の事業計画案の提案。

研修に関する質問等も出たが各議案とも可決承認された。

第3号議案 役員改選の件

役員人事について、支部長に藤本精二会員・副支部長に大窪圭子会員の選任を含む執行部案が、提案され承認された。

以上、審議終了したので引き続き懇親会を開催し、盛況のうちに散会した。



下関支部定時総会報告

副支部長 清水浩二

平成25年5月11日（土）午後4時より、下関市赤間町の東京第一ホテル下関にて本年の下関支部定時総会が開催されました。大田浩治支部長の挨拶に始まり、西本会長よりご挨拶をいただいた後、本部理事の私、清水浩二が議長に選任されて議事に入りました。

議事の内容については以下のとおりです。

- 第1号議案 平成24年度事業報告・収支決算報告承認の件
- 第2号議案 平成25年度事業計画案・収支予算案承認の件
- 第3号議案 役員任期満了による改選の件

第1号議案及び第2号議案の収支決算報告及び収支予算案の説明では、宮崎会計担当理事から、年々繰越金が減少しており、徴収を見合わせている支部会費の再開を検討する時期が来ているとの説明がされました。次いで第3号議案での支部役員改選では下野役員選任委員長の新役員案の説明がなされ、異議なく承認されました。

会長挨拶では、土地家屋調査士試験の受験者数減少の問題や互助会解散についてのお話

がされ、現在、土地家屋調査士業界が抱えている問題が話されました。

午後5時から、本会の西本会長をはじめ、有熊和郁山口地方法務局下関支局長、中尾友昭下関市長、野上茂樹山口県司法書士会会長、他関係団体の下関支部長様ら来賓をお迎えして山口県司法書士会下関支部との合同支部総会が開かれました。

来賓祝辞では、有熊支局長より統廃合により登記所の数が平成19年度に比べ平成25年度数には約半数に減少している事や登記申請件数が平成13年度に比べて約62%になっている事が述べられました。

登記件数の減少を考えますと、我々土地家屋調査士業界の置かれている状況が年々厳しくなっている事を再認識致しました。

午後6時から開かれた司調合同の懇親会では、大田浩治新支部長が総会の謝礼を述べるとともに新任の挨拶を行い、1時間半あまりにわたって和やかな歓談、盛会のうちに終了しました。

簡単ではございますが、以上で平成25年度の支部総会の報告と致します。



研修会報告

第1回「境界問題相談センターやまぐち」研修会報告

境界問題相談センターやまぐち 運営委員 林 弘

日 時 平成25年8月1日（木）13：30～
16：30

会 場 山口県土地家屋調査士会館 3階
会議室

内 容 『変わります 新しいセンター』
・認定調査士事務所で“事前相
談”を行います。
・あらためてセンター設立の趣
旨、理念を学習しよう。

講 師 境界問題相談センターやまぐち運
営委員

出席者 会員32名

平成25年度の第1回「境界問題センターやまぐち」研修会は、現在、県内3ヶ所で行っているセンターの事前相談を、平成26年度からは認定調査士が各事務所で行うように変更するのに併せた研修でした。また、センター規則第11条第2項に規定したセンター指定の研修であり、センター関与員になるための上記認定調査士にとっても必須の研修会でした。

内容は、浦井センター長が主となり、センター規則等について事前に配布した設問に出席者が口頭で答えるというスタイルで行われ

ました。設問は、20項目で、センター設立の趣旨から始まり、事業について、弁護士会との連携、相談、調停申立て等の各手続、解決手続きの実施、和解の成立などについて出題されました。これらの設問は、いままでのセンター運営からの再確認事項、反省点を踏まえ、これから新しいセンターの形を創るためのものでした。

また、設問を通して、出席者から今後のセンター運営により良い意見を出していただき、議論するという目的もありました。出席者のほぼ全員の方に答えてもらい、戸惑われた方もおられたと思いますが、これからのセンター運営の糧となったと思います。

今後、事前相談を認定調査士事務所で行うようになると、いままでの2人体制から1人体制になり、中立性の確保、報酬の問題などについてセンターとして明確にする必要があり、認定調査士の選任基準についても決めておく必要があります。

運営委員会は、この研修会で議論された意見、要望を活かして新しいセンターを創っていきますので、ますますのご協力をお願いします。

以上、報告します。



支部研修会報告

平成25年度第1回周南支部研修会及び納涼親睦会の報告

広報協力委員 林 洋子

平成25年8月9日（金）午後2時30分より、周南市の駅ビル市民交流センターにおいて、参加者は会員19名、補助者1名により行われました。

研修内容は、「筆界についての諸問題」をテーマに広島弁護士会所属 弁護士 丸岡道秀先生をお迎えして講演をお願いしました。

1. 弁護士から見た境界紛争の実態について
紛争には大きく分けて2種類ある。紛争の面積等が大きく実益が大きい場合については、訴訟を行う効果がある場合が多い。しかし、境界のラインを10cm20cmについて争っている場合は、感情論になっていて、例え裁判で判決が出ても遺恨を残す場合が多い。そこで、双方の話をよく聞き、話し合いを重ね、和解で解決する方法が最善である案件が多い。
2. 境界紛争解決制度の選択について
①当事者間協議②民間ADR③筆界特定制度④境界確定訴訟⑤所有権確認訴訟

それぞれの特徴及びどのような案件が適切かを詳しく説明していただきました。

3. 取得時効について
20年の取得時効の要件として①20年間②所有の意思を持って（自主占有）③平穩に④公然と⑤他人の物を⑥占有する事が必要に対して、10年の取得時効については要件として①10年間②から⑥は同様で、⑦占有開始時の善意・無過失が必要であることを説明していただきました。
4. 質疑応答では、取得時効について具体的な質問等がなされ、丸岡先生だけでなく会場内において盛り上がりのある答弁が繰り広げられました。

そして、午後6時から東山紀之さん似のイケ面弁護士丸山先生と会場を移動し、「サンライズビアガーデン」にてビアパーティが行われ、暑気払いが出来たのではないかと思います。



山口支部研修会について、上から目線添え！

副支部長 和田祐二

6月7日、支部長他4名が集まり、支部研修会の内容について検討した。

山番の調査の仕方等、実務に役立つ研修内容の案も出たが、ここは7月末までに意見提出の期限を切られた連合会の「調測量要領改訂案」についてがタイムリーであり、支部会員の意見交換の場になるのではとの意見でまとまった。

研修日時は7月12日午後1時半から3時半と決まり、これについてはたったの2時間ではとの思いもあったが、議論が盛り上がりれば延長すれば良いと思った。

研修会当日までには、業務部・下関支部にも伝わり、外部からは西本会長他8人が加わり、計23人参加の研修会となった。

会長、支部長挨拶を終え、いよいよ本題の研修会に入った。事前に改訂案を一読してのように案内していたので、冒頭から「異議のある条文はありますか」と聞いた。反応はなかった。

こんな時のためにと事前に検討条文を用意しており、その内容は事前に配布していた。「意見が無いようでしたら事前に案内させて頂いた第7条について検討させて下さい」とその場を仕切り、私の意見を述べた。

「他の調査士に自己の行った業務の内容を説明する場合、その調査士がその事件に関し、将来特別業務の依頼があったとしても、依頼を受託しない旨の誓約書を取るべきではないか」といった内容だ。

第7条は「会員相互の協調」についての条文である。現行の第8条とさほど変わりのな

い内容となっている。今回の改訂はここを変えないと意味がない。

土地家屋調査士の業務は平成18年の土地家屋調査士法の改正で良くも悪くも大きく変わった。これは3条業務に特別事件(筆界特定・ADR代理業務)が追加され、これに伴い22条の2(倫理規定)が加わったからだ。倫理規定の概略は利益相反になる依頼関係の受託禁止と賛助・信頼関係に該当し、業務上知り得た内容で明らかに優位になる情報を把握しているときはその事件を受託してはいけない、といった内容だ。

これについて他の方の意見は「データの取り扱いには最新の注意と記載があるので問題ない」「データの提供はしない。守秘義務もあるし、データは依頼者の物」「成果品の所有権は誰になるか。有料にした場合、その対価は誰に」等、議論は多少活発になった。

その他の協議内容は第11条(補助者の使用責任)について「補助者に境界確認の印取をさせて良いか」と、第21条以降の技術に関する規定が検討された。

議論は6・7人の間で白熱していたが、予定時間の3時半には研修を終えた。

今回の研修の発言は研修中にワープロで記録を取っていた。会話の内容を記録するのだから、当然、略記になる。これを皆さんに送付し、自己の発言内容について修正して貰うことで、研修記録が完成する予定だった。

これは、青年調査士会の研修で平成4年下

関支部作成の「境界紛争劇」のビデオ鑑賞し、これについての意見交換をした研修で用いた方法だ。このときは、研修記録送付後に各自が自己の意見を修正し、立派な研修記録ができあがった。また、研修記録を修正することで、研修を振り返ることも出来たのではないだろうか。

今回、山口支部の研修記録は誰も自己の発言内容を修正されていない。記録が完成され

たものではないことは言うまでもない。支部の中にも青調会メンバーもいるし、今回は業務部、下関支部の参加者もいた。

青調会の研修のときは、研修後に懇親会をし、研修中に議論出来なかったこともそこで議論ができた。テーマにもよるだろうが、この時の研修のように後日の研修記録の修正に於いても議論を続けられるようにするには酒を飲みながらの延長研修も有効だと思った。



「杭の日」無料相談会の報告

岩国・柳井会場

岩国支部長 高松孝一

平成25年度杭の日無料相談会の結果は下記の通りであった。

(岩国地区)

日時 平成25年9月2日(月)
 午前 9時～午後3時
 場所 山口地方法務局 岩国支局
 相談者
 午前 1人
 午後 0人(相続、土地境界)



(柳井地区)

日時 平成25年9月2日(月)
 午前 9時～午後3時
 場所 柳井市文化福祉会館
 相談者
 午前 0人
 午後 2人(建物・土地境界)



8月末に天候が崩れ当日が心配されたが、快晴といかないまでも雨だけは避けられたが相談者数は上記のとおりであった。法務局を初め様々な相談会が開催されている昨今でもあり、今後の相談会の在り方を検討していきたい。

周南会場

周南支部 広報協力委員 林 洋子

1. 日 時 平成25年9月1日（日）
午 前 10時から午後3時
2. 場 所 スターピアくだまつ
1階ロビー
3. 相 談 者 1名
4. 相 談 内 容 不動産の管理について

今年の相談者は1名と残念な結果となりました。一つには秋雨前線の影響が有るかと思えます。一日中降り続いた雨で出足が挫かれたのではないかと思われます。また、市の広報誌に広告を掲載する事が出来ず、広報活動も今ひとつだった事も原因かもしれません。次回の相談会にはたくさんの方が来られることを期待したいと思います。



防府会場

防府支部企画委員 前田祐史

朝から小雨の中、相談会が始まりました。
9月1日は防災の日でもあります。

相談員5名で相談件数4件中、杭に関する相談は1件でした。

相談内容内訳

- ・相続による遺産分割と家事調停について
- ・調査士に依頼したが隣接所有者が筆界確認の立会いに応じてくれない。

そのため筆界を特定するにはどのような方法があるか知りたい。

A. 紛争状態を解決できず隣接所有者と対話も出来ないと言うことで筆界特定制度を提案しました。セカンドオピニオンの相談のようにも感じました。相談時間 約1時間

- ・事務所新築による法人の所在変更登記について
- ・水路管理組合の会計について。水路改修工事に伴い、隣地との境界を明確にしたい。

今回の1件の杭に関する相談での感想

遠方に居住の土地の所有者から不動産屋経由で調査士へ依頼のあった筆界の調査で立会い不調になった。なぜ実際に現地に調査に入る前に遠方の所有者から隣接所有者へ直接、境界調査協力をお願いなどをするように調査士がアプローチ出来なかったのか?結局、相手方の感情の纏れから信頼関係が崩れてしまった。相手は高齢者、まずは挨拶を交わす交流から始め関係修復するべきでは無いかと思いました。



山口会場

山口支部長 本間正幸

平成25年9月2日（月） 土地家屋調査士
会館ロビーにて、土地建物に関する、無料相
談を開催しました。

相談員は 私と藤野洋一会員が受け持ちま
した。

時間は午前9時より午後3時です。

相談件数は、8件でした。

土地に関する相談が、ほとんどでした。

サンデー山口に広告を載せたおかげで、自
分で資料持参される方もいました。

ほとんどの方が、説明に納得されて帰られ
ました。

以上



宇部会場

宇部支部 理事 松村幸雄

日 時：平成25年9月1日（日）
午前10時～午後3時
場 所：フジグラン宇部
相談員：午前3名、午後3名
相談者：4名

宇部支部では、今回も例年どおり杭の日に因んで9月1日に無料相談会を開いた。会場はフジグラン宇部1階の入り口付近のスペースで行った。相談員は午前3名、午後3名、計6名であった。今年は日曜日ということもあってフジグラン内の人通りは多かった。また、フジグラン宇部の方でも無料相談会を積極的に宣伝していただき、相談者も今年は多いのではと期待された。しかし、期待とは裏腹に、結果として相談者は4名しかなかった。

毎年徐々に減少傾向にある。

今回は午前3名、午後3名の相談員を配し無料相談会を行った。結果としては、午前2名、午後2名の合計4名の相談者があり、相談内容はすべて土地に関する事であった。相談内容は、土地を売買した時の税金について、山地番・耕地番について、境界確認について、不動産の売買についてであった。

広告方法としては、宇部日報に掲載しているのではあるが、相談者はすべて通りすがりの方であった。宣伝効果が上がっていないのか、土地が動かないのかまたは土地を巡るトラブルが少ないのか定かではないが、広告方法等を考える必要があるのではないかと感じる。また、相談者の減少は、調査士の業務量の減少を示唆するものではないだろうか。



下関会場

下関支部 百合野崇

日 時 平成25年9月2日（月）
午前9時から午後3時まで
場 所 下関市役所1階ロビー
相談員 午前2名〔清水（靖）百合野（崇）〕
午後2名〔高田 桑田〕
相談者 午前2名 午後1名

下関市役所1階ロビーにて「杭の日」無料相談会行いました。

まだまだ残暑厳しく、庁舎が増改築の工事
中の影響なのか来庁者もまばらではありま
した。

市報、市役所庁舎の掲示板には、午前9時
から午後3時までの開催と案内されていたの
ですが、会場設営を終え準備が整った午前9
時30分過ぎには、早くも最初の相談者が来訪
されました。

午前中に土地の境界（相隣関係）に関する

相談が2件、午後からはADRに関する相談
が1件ありました。

事前に市報「しものせき」に掲載していま
したが、この日来られた相談者は全員、市報
を見て来訪されており、中には市報広告を切
抜いて持って来られる方もいて、このような
相談会の必要性を改めて感じました。各相談
員は、時間をかけて慎重にお話を伺い、分か
りやすく丁寧に説明をさせていただいており
ました。その甲斐あってか、安心、納得した
表情をされて席を立たれる相談者が多かつた
ように見受けられました。

相談者は少なかったものの、今日の無料相
談会が相談者にとって表示登記や境界に関す
る悩みを解決できる一助になればと思いつ
つ、簡単ではありますが「杭の日」無料相談
会の報告とさせていただきます。



山口法律関連士業ネットワーク

「大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定」調印式の報告

財務部長（当時広報部長） 益田正規

平成25年5月17日（金）山口県庁の正庁会議室にて、山口法律関連士業ネットワークと山口県との間で「大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定」の調印式が行われました。（山口法律関連士業ネットワークとは、山口県弁護士会、山口県行政書士会、山口県司法書士会、山口県社会保険労務士会、中国税理士会山口県支部連合会、山口県土地家屋調査士会、日本弁理士会中国支部、山口県不動産鑑定士協会）で構成され、専門職団体が相互の理解と協調により友誼を深め、各団体の発展に寄与し、もって地域社会に貢献す

ることを目的とするものである）

東日本大震災後、法律関係団体によるワンストップの相談対応が求められたことを踏まえ、今回の協定を締結することとなりました。

災害は起きないことに越したことはありませんが、昨今の異常気象等により日本全国どこで災害が発生するかわからない状況になっております。もし災害が起きてしまい不幸にも被災された方々に対し、その精神的苦痛から少しでも解放されるためのお手伝いできればと思います。



山口法律関連士業ネットワーク定期大会の報告

広報部長 豊川奎植

日 時 平成25年7月22日(月)
午後15時30分 開会
場 所 山口市湯田温泉三丁目5番8号
ホテル松政
出席者 定期大会 63名
講演会 81名
懇親会 75名(7/10大会資料)

議 事

- ①平成24年度事業報告及び決算報告
- ②平成24年度監査報告
- ③平成25年度事業計画及び収支予算書報告

大会当番会

山口県行政書士会

講演会

- ①「災害発生時の財務局における対応」
講師 中国財務局理財部主計第一課長
金 折 良 一 様
同山口財務事務所管財課主任国
有財産管理官
土 谷 堅 之 様
同山口財務事務所理財課長
大 庭 敬 之 様
- ②「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」
講師 同山口財務事務所理財課長
大 庭 敬 之 様

土地家屋調査士会主席者

西本聡士会長、板垣龍夫副会長、戸倉茂雄副会長、井上哲也副会長、乗川慎二常任理事、益田正規常任理事、周原稔理事、三崎友紀理事、和田祐二山口支部副支部長、豊川奎植常任理事

山口県行政書士会の杉山久美子会長は大会挨拶を行い、TPP交渉について「私達、士業に一体どのような影響があるのか見極めることが重要であろうと考えます。全国的な動向も重要ですが、山口県においては、士業ネットワークの活動等を通じて、より良い関係を構築したい」と述べられ、協力を求めました。また、同会長は今年度の事業計画の報告

において、県内で大規模災害が発生した際の応援協定に関わる応援や、毎年士業の日とする11月11日(月)ないし近接日に、県内で共同相談会を開催すること(宇部を予定)などの計画を挙げました。

講演会は3名の講師により行われ、災害が発生したときの財政、国有財産、金融の各分野における対応について、また、中小企業金融円滑化法について、担当部署から丁寧にご説明がありました。(財務局は金融庁から事務委任を受けています)

財務局では財政について、台風、大雨、地震などで公共的施設が被害を受けたときには、災害現場に出向いて国の負担する復旧事業費を決定するための仕事を行う(パンフレット)。災害復旧事業とは、河川や道路といった公共土木施設や公立学校、及び農地・農業用施設などについて、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とする(冊子)。これらから、財務局が災害復旧制度(本制度)に関わり、災害復旧事業費の決定に参画しているとの説明がありました。

講師は我が国が災害大国であることが本制度の背景の一つにあるとし、その気象要因を具体的に述べました。ところで、山口県は平地が乏しく、地形が複雑に入り組み急傾斜地が多い。(中略)浸食に弱い花崗岩地帯であるため、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊の危険性が高くなっている(県HPの防災ガイドブック)。よって、山口県はどちらかと言えば、災害の起こりやすい地勢であると解説しました。また、その他、本制度の背景に、公共土木施設の多くは財政状況の厳しい地方公共団体が管理していること、日本の基幹産業である農林水産業の従事者は零細業者が中心であることから、負担を軽減したいなどの目的があると述べました。また、農地・農用地施設については、公共施設だけでなく政策上、個人所有のものも復旧事業の対象としているとの説明もありました。

異常な天然現象について列挙した中から、例えば、降雨については、24時間雨量80mm以上、時間雨量20mm以上の場合、災害復旧事業の対象であるとし、直近10年間の中国管内における災害復旧事業費の推移（グラフ）を示しました。平成21年7月の中国・九州北部豪雨における、土石流が防府市の老人福祉施設にもたらした被害を振り返りました。（当時、防府市の24時間雨量285mm、時間雨量最大63mm、山口県の災害復旧事業費149億を計上し、10年間で最大額）

財務局では速やかに予算措置を講じることを目的に、係官が例外を除いて被災現場に赴き、各主務省の災害査定に立ち会っている（災害査定立会制度）。立会官は、異常な天然現象により生じた災害か、政令で定めた対象施設か、単に維持工事のためのものではないかなどの確認をする。また、例えば、道路・河川などの公共土木施設における予算措置で、地方の実質負担率は国費及び地方交付税により、復旧事業費の内、最大でも1.7%であるとなりました（農地・農用地施設の予算措置は別の算定法）。現在、広島本局で、原則7名の立会官が中国管内の全てを対応しており、東日本大震災に関連し、東北の財務局へ12名を、のべ80回、派遣したとの紹介もありました。講師は風水害に対して、日頃からの備え、災害時の行動について、県HPの防災ガイドブックを一読してほしいと呼び掛けました。

財務局では災害発生直後、国有財産関係災害対策チームを設置し、被災状況の情報収集を行い、地方公共団体における応急対策のため必要な場合、国有財産を無償貸付する。財務局から地公体へ、財産リスト（未利用地、公務員宿舎など）を提供した後、要望により貸付を行う。貸付の相手方は地公体、水害予防組合、土地改良区に限られ、被災者へ法令上直接、貸与できないので、地公体を通して使用されるとの説明がありました。また、他省庁が所管し行う同様な貸付も、一旦、財務局（法令上、総括する財務大臣）が協議を行い、取りまとめているなどの説明もありました。

津波避難ビル（一時使用）の指定がされると、地方公共団体のHPに所在地、建物の階数、避難可能な時間帯などが掲載され、建物にも看板が設置される。国の建物からは中高

層の庁舎、宿舎の中から避難ビルが選定される。県内では初めに、萩市から要望があり、財務局はリストを提供し、現在、指定に向けて調整を図っている。県内の民間では最初に、下松市のショッピングセンターが避難ビルに指定されたことなどの紹介もありました。

財務局は災害救助法の適用地域の被災者に対し、金融上の措置を講じるよう金融機関等に要請している。例えば、預金通帳を紛失しても、預金者であることを確認して払戻しに応じる、届出印のない場合には拇印にて応じるなどの説明がありました。（直近では平成22年7月、山陽小野田市の豪雨災害に適用）

続いて、中小企業金融円滑化法の期限が、今年の3月末に到来したことに伴う施策について説明がありました。講師は、円滑化法の制定背景を述べた上、今後も「金融機関が貸付条件の変更や、円滑な資金供給に努めることは何ら変わらない」と繰り返し指摘しました。

また、金融庁の金融検査マニュアル・監督指針はこれまでより、経営改善計画に向けて踏み込んだものになった。例えば、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、金融機関の取組状況等を公表することを義務付けたなど、政策パッケージ（冊子）について解説がありました。

講師は、全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、経済産業局、公的金融機関などに「経営改善・資金繰り相談窓口」（約580カ所）を設置し、個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応しているので、活用してほしいと話しました。

（大会を終え28日、萩市須佐、山口市阿東を中心に豪雨災害が発生しました。長めの報告になりましたが、ご了承下さい。）



全国一斉 第4回不動産表示登記無料相談会

広報部理事 三崎友紀

日時 平成25年7月31日（水）
午前10時～午後4時
場所 山口県土地家屋調査士会館
相談者数 4名（全て電話相談）
相談内容 ①建物の滅失について
②境界確定について
③隣接者との境界立会について
④所有不動産の売買について

今回の相談会は日本土地家屋調査士会連合会主催で、7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心に全国の土地家屋調査士会にて行われました。（地域により開催日程は異なりました）当会では、相談員として本会広報部より豊川部長、周原部員と私、そして山口地方法務局から塚本表示登記専門官をお招きしました。

今回、事前の告知方法として大手検索サイトである「Yahoo!」において広告するという試みを日本土地家屋調査士会連合会により行われました。

残念ながら当会の相談者は法務局及び市町に配布したチラシを見られた方でしたが、全国的にどの様な反応があったか非常に興味がある試みでした。

また当日は猛暑日であり、その影響か来場者はなく、全て電話（フリーダイヤル）による相談でした。

4件の相談という、非常に少ない件数でしたが、不動産について市民の方の関心は高まっているはずなので、来年度は告知方法等を広報部において考えて行こうと思います。



九州ブロック「コミュニケーションツール活用研修会」に参加して

境界問題相談センターやまぐち 副センター長 大田浩治

7月14日（日）と15日（月・祭日）の2日間、熊本市国際交流会館を会場に九州ブロックによる「コミュニケーションツール活用研修会」が開催され、九州ブロックを中心に他ブロックからの会員も含め60名が参加しました。

九州地区でのADRに関する研修会は当初「自主勉強会」として4年前に始まり、3回目は九プロの研修会に格上げ、4回目の今回は、「コミュニケーションツール活用研修会」と名称を変更し、九州ブロック内の会長参加も5会に増え、ADRや認定調査士の活用に向けて九プロ内の取り組みがより一層意欲的になってきていると感じさせられました。

研修内容は、センターちばの前センター長である高橋一修運営推進委員による千葉会のADRへの取り組みの紹介をはじめ、センターちばが制作した模擬調停のDVDの視聴や関連する講義、センターちばでの調停員や調停における代理人などを経験した千葉会の松川慶三会員による体験談発表、認定調査士の検証や活性化に向けて全参加者でブレインストーミングが行われました。

「千葉会におけるADRへの取り組み」の講義の中で高橋氏は、新たな認定資格者のために「事前相談受託推進研修」を行っていることや、事前相談制度を変更した経緯を次のように説明。センターちばの設立当初、無料の事前相談をセンターで行っていたが、これが充実すればするほど会員の業務を圧迫している、2時間の事前相談のために3時間かけてセンターまで来なければならないような負担を依頼者にかけているなどの問題点があっ

た。センターでの無料相談を止め、依頼者がセンターに電話をかけてこられたら、認定調査士を紹介し、有料だが依頼者の地元や勤務先近辺など都合のよい場所で事前相談を受けられるように変更した。

変更によるメリットとして、ADRはセンターに関わる会員だけがしているという思い込みが改善され、認定資格を生かして有料の事前相談を行うことができ、資料収集をすれば別途報酬につながる、事前相談を契機に筆特や一般業務として受託してもかまわないことから、認定資格を報酬につなげることができるという意識が会員の中に生まれた。依頼者にとっても、都合のよい時間、場所で相談できるようになり融通がきくようになった。以上のようなことが挙げられました。



相談員・調停員の実務能力向上のためロールプレイ中心の研修も行っていて、手作りの申立書と回答書を事前に受講者に送り、当日はカメラの設置されたセンターの調停室でロールプレイをし、別室で他の受講者がリアルタイムにその様子を見て講評するという方法だそうです。

松川氏はまず、平成17年の不登法と調査士

法改正により、調査士が境界紛争を取り扱うようになり、従前の登記実務とは別のステージの仕事ができるようになったことを共通認識とし希望を持ちたいことを話されました。事前相談を紹介されてからセンターにおける調停の代理人を受任するにいたった体験の中から、解決手段としてのセンターの紹介の仕方、弁護士との協働、役割分担についての実務的な話もたいへん参考になりました。

ブレーストーミングは「認定調査士の活躍の場を作る」、「認定調査士に向けてのメッ

セージ」、「何をすべきか」などをテーマに意見発表が行われました。「一般の方や会員への情報発信」、「相談も紛争解決機能を持つ。相談に集中して実績を作ろう」など様々な意見が出され、終盤に「2日間くらいかけて認定調査士限定のシンポジウムを開こう」と盛り上がりを見せていました。

センターやまぐちでも事前相談を千葉方式に変更する準備中ですので、今回得た情報を積極的に生かしていきたいと思います。

山口青調会の活動

山口県青年土地家屋調査士会定時総会報告

山口県青年土地家屋調査士会 川口尚徳

第4回山口県青年土地家屋調査士会の定時総会が平成25年5月18日行われました。例年土地家屋調査士会定時総会の合間をぬって総会を行っていましたが、今回は諸事情が有り、同日別会場（居酒屋？）にて行うことになりました。

大來会長のあいさつに始まり、平井副会長

の議事進行により円滑に運ばれ無事終了しました。

年間を通じ研修会や親睦・交流行事を予定しています、青調会員・会員以外の方も参加されてみてはいかがでしょうか。

定時総会後はそのまま懇親会を行い親睦を深めました。

九州ブロック青年土地家屋調査士会会議 熊本大会

山口県青年土地家屋調査士会 副会長 宮崎敏幸

水餃子を注文したら、スープに浸かった焼餃子が出てきたとです。宮崎です。

平成25年7月13日午前8時53分、すでにジリジリとした日差しが照りつける中、私が事務所に到着した時、他の参加メンバーはすでに先着しておりました。車を降りるとなにやらひとと揉めしているご様子。見ると猛暑の中、長袖のワイシャツにスーツ姿という大來会長の姿があります。前日に清水さんから和田さんへ「普段着で」との旨連絡していたらしいのですが、「同じ事務所だから大來君にも話が通じているものと思った」「いや、聞いていません」……。かくして、ジーパン2名・短パン1名とワイシャツ一名を乗せたハイブリッドカーは一路熊本を目指しました。

今回は九州ブロック青年土地家屋調査士会会議ということで、九州各県の青年調査士が一堂に会しまして、宮城県土地家屋調査士会鈴木修会長の基調講演を聴き、その後懇親会にて各県の青年調査士との交流・情報交換というのが旅の目的となっています。九州各県以外からも北海道・東京・愛知・大阪などから多数参加者がおり、総勢90名以上、山口会からも大來会長、清水さん、和田さん、益田さんと私の5名が参加いたしました。



熊本へ向かうジーパン1名、短パン1名

まずは鈴木修会長の基調講演ですが、昨年9月に山口会の報酬額についての研修会に講師として来て頂き、また我々青調会との座談会にも



講師の宮城会会長鈴木修先生

参加していただいておりますので、記憶に新しい方も多いと思います。ここで改めて私などがご紹介するのも気が引けるのですが、優しそうな顔と話し方ながら、時に全盛期のタイガージェット・シンに例えられる切れ味鋭い言葉で若手調査士を一刀両断し、奮い立たせ、その育成指導に尽力しておられる方です。先の座談会でも、我々、バツサリとやられております。

演題は「今～just now～」。どうしても最近テレビでよく耳にするアレ「いつやるの？今でしょ」というフレーズが頭をよぎるのですが、誤解を恐れずかいつまんで要約すると、将来の夢や目標をしっかりと持ち、進むべき方向を見据え「いつ、何をすべきか」を具体化すること、そしてそれを予定表に組み込むことにより「今すべきこと」が決定する。あとはそれに従い実行

することで必ず夢や目標は達成できる。本を一冊読破するという小さな目標でも、良いパパになるという漠然とした夢でも、その達成のために必要なことを微分・具体化して、毎日の予定に落とし込み、それに従い行動することが重要だというお話は印象的でした。

余談ですが、翌日の出発予定時刻を考慮し、熊本到着直後に子供へのおみやげとして「くまもんグッズ」を真剣に選ぶ和田さん、清水さん、大來さんの姿はまさに、良いパパであるために今何をすべきかを把握し行動していたのだなと講演を聴きながらふと気づきました。山口青調会の未来は案外明るいのかもかもしれません。

また、後半は鈴木会長が各県代表者に各青調会の「今」・「これから」を語ってもらうという内容でしたが、壮大なテーマ故、深く議論するには時間が足りず続きは各々懇親会でということで、会議は一旦閉幕。

続く懇親会では「馬刺し」「からし蓮根」「もつ鍋」「ひともじぐるぐる(?)」など数々の熊本名物が並ぶなか、各県の方々と名刺を交換し、ビールを注ぎ合い、様々話題はつきませんでした。特に熊本・鹿児島など南九州の方たちはその独特な方言とサービス精神とで、とても笑顔が印象的な方が多いような気がします。また、大阪青調会から10月青調会全国大会のPRもあり、青年調査士の交流の活性化を実感した懇親会でした。



「今」を語る各県青調会代表の方々

ところで2次会からの帰り道、S水さんが「どうしても」ということでチャイナ娘の看板が印象的な「味千拉麺」というラーメン屋さんへ。後で調べたところ、実はこのお店中国・東南アジアを中心に全世界800店舗以上を展開するという奇跡の熊本ラーメン店です。チェーン店ということでそれほど期待していなかったのですが、濃厚な豚骨と香味油の効いたスープに独特のツルっとした麺、控えめなニンニクの香りで大変美味しくいただきました。腕の太い店員のお兄さん、ありがとう。2次会後のアルコール効果を差し引いても、お昼に食べた有名熊本ラーメン店、水餃子を注文するとスープに浸かった焼餃子が出てくる「こ〇〇〇〇」よりも美味しいと思ったことは誰にも内緒です。「昼も夜もラーメンかいな」というツッコミはご遠慮ください。

翌朝、開店前の精肉店のドアをムリヤリこじ開け、お土産の馬刺しを買い込み今回の旅は終了です。さて、「全国ラーメン紀行～道場破り編～」ですが、次回は大阪よりお送りする予定です。お楽しみに。

親睦クラブ活動

『馬関まつり』に参加して

まつり同好会 責任者 清水浩二

2001年8月25日、当時の下関支部のS支部長の号令で始まった『馬関まつり』への出店から12年が経過した、2013年4月の理事会にて『まつり同好会』が設置され、活動助成金の交付が決定されました。

初出店から10年間は下関支部の役員が中心となって出店しておりましたが、今回は同好会の構成員を中心に販売品の仕入れから模擬店の出店・販売をさせていただきました。

前日は公嘱協会の総会もあった関係で、前日までに必要な道具は殆ど準備されていました。例年、前日の夕方に下関司調会館に道具を集め、テントを組立てたりクーラーボックスを洗う等の準備をしておりましたが、今回は少人数で臨むため準備する物も少なく、当日に準備することを決めていました。しかし当日の雨の予報を聞いていたので、公嘱総会終了後自宅に戻り、高校2年の息子を連れ酒屋で2日間の燃料のビールと熱中症予防のスポーツドリンクを購入し、百合野事務所に預けていたクーラーボックスを引き取り、漁協で氷を購入しました。そういえば毎年祭りの前日は、祭り当日の事が気になってバタバタしてたなあ。12年経ち40歳になったのに何も変わってない自分。(ちょっとは成長しろよ！)

そして迎えた当日。出店の責任者として携わるのは久しぶりの事でもあり、翌日の天気も気になってしまい中々寝付けなかったのに、朝6時、予定の時刻よりも1時間以上も前に目が覚めてしまいました。(本当に俺、ダメやなあ。)

外を見ると小雨です。やっぱり雨かあ。今年はディズニーランド誕生30周年を記念してミッキーマウスもやってくるので恐らく中止にはならないだろうと予測し、集合時間より早い時間と分かりつつ集合場所に向かいました。

朝8時半に到着し一人黙々と準備を進めて9時になり、宮崎敏幸会員と百合野崇会員が来てくれ、テントの設置場所に向かいました。到着すると突然の大雨。通常テントは4人で設営しますが、二人でも2本ずつ足を立てれば設営出来るので強行突破で設営開始。思った以上の大雨に3人で大苦戦していると、颯爽とカップ&長靴のフル装備で現れた人物が。下関支部の大田支部長です。この時大田支部長がスーパーヒーローに見えました。大田支部長が手伝ってくれたお陰で無事にテントの設営が出来ました。が、フル装備ではない3名は滝に打たれた後のような状態だったので一度帰宅する羽目になりました。

設営している最中に八田会員と星本会員が合流し、6名のフルメンバー(日曜日の出店には山崎会員と福田真也会員も参加)で出店準備を行いました。

途中、まつりが開催されていた当時の支部長の方々が陣中見舞いにきて下さり、色々な差し入れ等も頂き助かりました。(やっぱり自分が携わった事業でもあるので気になられるのかな?特に言い出しっぺのS元支部長は...)

その後、出店メンバーの家族も来てくれ、ミニバーベキューも出来てお子さんや奥様も楽しまれたと思います。

下関支部の出店当初の参加延べ人数は40名（賑やかしの方も含む）でしたが、今年の同好会の参加人数は13名でした。昔に比べると派手さは無くなった気もしますが、小さなお子さんの笑顔も見る事もでき、個人的には大満足な二日間でした。

反省すべき点は、ミッキーパレードが開催されるという事でミッキー商品が売れると予測し、高額商品を仕入れてしまいかなりの赤字を出してしまった事と、途中自分が所属している他団体で平家踊りの総踊りに参加してしまい、一番忙しい時間に店を空けてしまった事を反省しております。他のメンバー、本当にごめんなさい。来年は、この二つの借りを必ず返します！と思っていますが、来年は高校3年になる息子が土地家屋調査士の試験を受けそうなので、同行のため日中出店に参加出来ないかもしれません。が、その時は息子も連れて二馬力で頑張ります！

来年は仕入れ等をしっかり考え、もう少し

無駄のない出店が出来ればと考えています。

最後になりましたが高額な『綿菓子器』の購入の際に出資して下さった方々、まつりの運営に携わって下さった方々、お客さんとして来店して下さった関係者の方々に感謝致します。本当にありがとうございました。

綿菓子器の購入資金を出資して下さった方々に敬意を表し、綿菓子器に出資者のお名前が分かる様にしておこうと考えております。

来年は『馬関まつり』以外にも出店するかもしれませんので、各支部の方、一緒に参加してみませんか？疲労感もありますが一体感と達成感を味わう事ができますよ！出店希望の方はまつり同好会まで連絡して下さい。

日中は暇でゆっくりとした時が流れていますが、その時間を利用して会員同士で日常業務の悩みや子育ての相談などもでき、親睦を深めることができますよ！



筆界と境界について考えてみよう

岩国支部 浦井義明

不動産登記法123条で言うところ筆界の定義を詳細に見よう。

第123条 用語の意義

1 筆界 表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

「登記された時」とは、どのような登記がされた時か、それは新たな登記用紙（表題部）が作成された時である。具体的には、土地表示登記、区画整理による換地処分の登記がなされた時、また土地分筆登記も含まれる。

では、「その境」のそのは何をさしているのか、前の「一筆の土地」をさしている。すなわち地図の上ではなく、現地にある「土地」の境である。ここで言う「境」とは現地にある境界のことであり、筆界という意味ではない。この「境」を筆界ととらえると、筆界の意義を説明するのに論理矛盾になる。

次に境を構成するものとされた二以上の点をどのように解するか。境を構成する点とはどういう点か。ここでいう「点」とは、現地にある「境界点」であり、それを地図上に表現した「筆界点」でもある。

同様に「直線」とは、現地の「境界点」と「境界点」を結ぶ境界線のことであり、「筆界点」と「筆界点」を結ぶ直線であり、それを地図上に表現したのが「筆界線」である。

境界とは現に存在するところの、眼で見ることのできる土地にある「境」であり、筆界とはその境界を地図上に、紙の上に表現したものである。上記でいう新たな「登記」がされたときに、眼で見ることができたのは、筆界を構成（作成）した現地の境界であり、筆界そのものを眼で見ることにはできない。

さらに数値情報化された現在の地図や筆界は、点情報、線情報そのものが「筆界点」であり「筆界点」である。コンピュータの画面上あるいは紙に印刷された地図上に表現しているのは、不動産法123条でいうところの筆界でも筆界線でもなく、それは単なる筆界の「絵」にすぎない。

「筆界確認書」の問題点

我々土地家屋調査士が日常業務で作成している「筆界確認書」、「境界確認書」そして境界確認という行為についての法的効果と問題点について考えてみよう。

「筆界確認書」は法的に無意味である。

地図の上にはしか表現できない、あるいは、国家が管理している単なる数値情報データでしかない筆界を単に土地所有者であるだけの一私人が確認できるのだろうか。それでは何を確認しているのか。確認しているのは単に境界ではないか。

筆界確認書と表現しようと、境界確認書と表現しようと、そのような確認書は私人間の所有

権の範囲を確認した契約書ではない。境界確認書にそのような法的効果はない。

注意しなければならないのは、所有権の及ぶ範囲を当事者が確認することは、土地所有権界に関する和解を目的とする行為と解することができる。土地家屋調査士がこのような境界確認書作成を行った場合弁護士法違反になる、ということである。

弁護士法72条には「弁護士又は弁護士法人でない者は、．．．一般の法律事件に関して．．．和解その他の法律事務を取扱い、又は周旋をすることを業とすることができない」とある。

境界確認という行為は、単に現地にある土地と土地の境界点を確認したものに過ぎず、所有権の及ぶ範囲を確認したものでも、筆界を確認したものでもないし、確認できない。

「筆界確認書」と書こうと「境界確認書」と書こうとともに、いずれの名称を使おうと単なる登記手続上の方便書類にすぎない。

【地積測量図は登記簿地積算出計算書か現地測量計算図面か】

土地家屋調査士が日常業務で作成している地積測量図は「登記簿に記載する地積の算出計算書」か「現地の境界を測量した計算図面」か考えてみよう。

地積測量図の本来の目的は、登記簿地積の算出根拠としての筆界点計算書である。

筆界点を使用した登記簿地積算出計算書であるのであれば、登記簿地積と地積測量図の地積とに相違があってはいけない。許容誤差は登記簿地積にあるのではなく、誤差があるのは現地である。

現実的、実務的な地積測量図は、時とともに移り変わる土地所有者が設置した境界を測量して、登記簿地積と若干の相違のある図面を作成したもので、まさに文字通り揺れ動く「**現地面積測量計算図面**」である。

復元された「高札場」

萩支部 廣石 勝

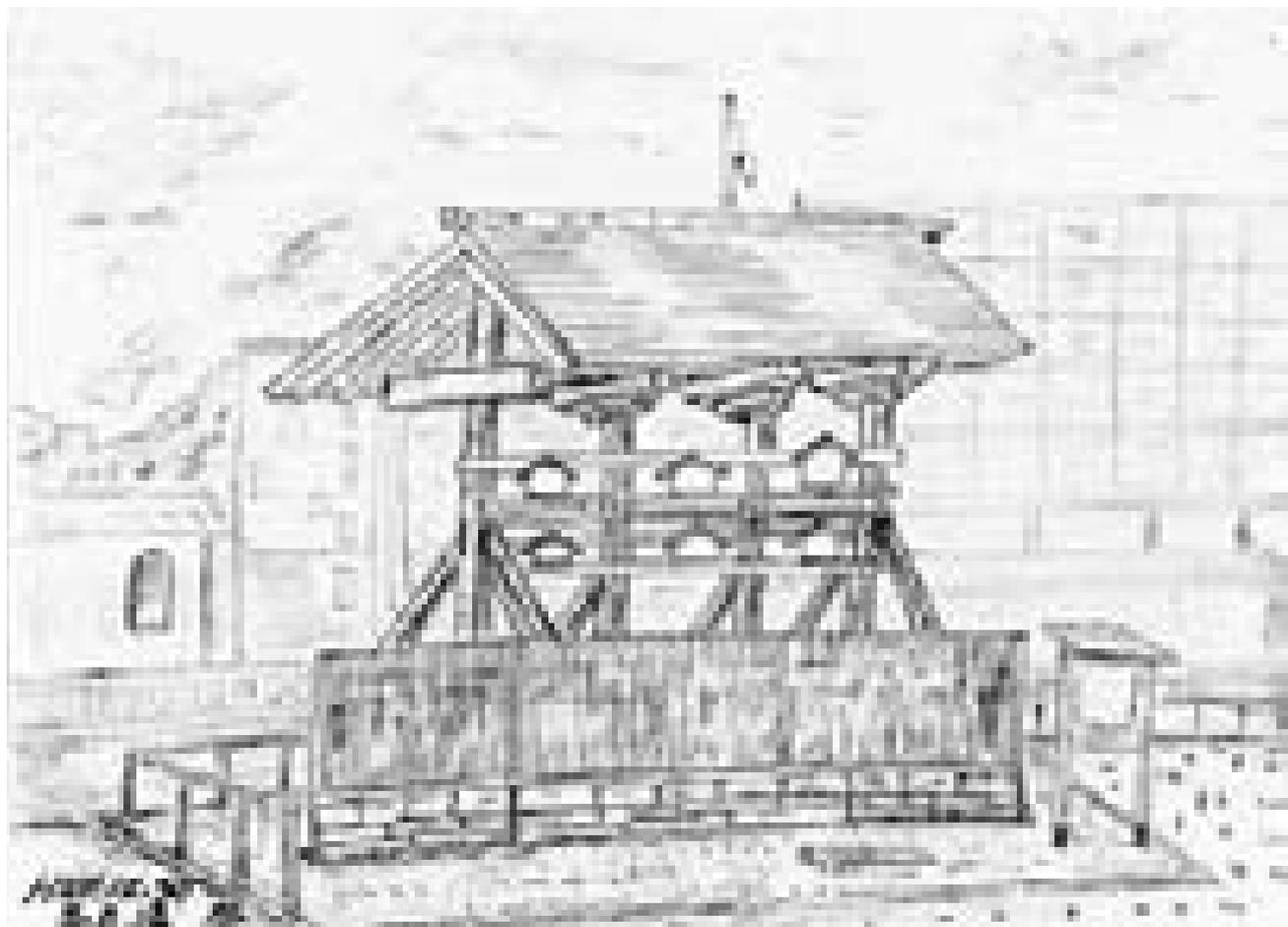
萩市東田町の唐樋札場跡に、江戸時代の高札場を復元し、公園化された。

藩主が参勤交代などの際に通った御成道沿いにあった唐樋札場は、萩往還など防長両国の街道の起点である。防長二か国内の一里塚には、「唐樋札場より〇〇里」と記された。札場には多くの人が集まることから、藩のお触れ書きを掲示し、罪人の晒し場にもなっていた。発掘調査で見つかった遺構から高札場の規模は、東西3.9m・南北7.5m、覆い屋の

柱は4本だったとみている。明治時代に高札場は廃止された。

復元された高札場は、発掘調査で礎石が確認された位置に、柱間5.91m・高さ5.67mの切妻造りで建てられ、全国でも最大の規模と言い、史実に従って忠孝・儉約の定めを記した札が掲げられた。

うーん、大きくて、どっしりとした高札場だなあ！



事務局だより

会員異動状況

1. 会員入会状況

	ふりがな 氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	すぎやま みのる 椋山 実 (S43.2.26)	H25.9.10	〒753-0045 山口市黄金町3番13号	(083) 920-8301	(083) 933-6267

◆新入会員よりひとこと

椋山 実 会員

本年9月に入会させていただきました、山口市の椋山実と申します。宜しくお願ひ致します。2年前まで、山口市で開業されておりました河村清先生の下で、補助者として約11年間勉強させていただきました。その後、一旦は別の業種に就いておりましたが、昨年試験に合格し、ご縁あって、山口市の石川慎先生の所で開業することになりました。

未熟者ではございますが、緒先輩方が築いてこられた土地家屋調査士の歴史と地位を汚すことの無いよう誠実に業務を遂行していきたいと考えております。何卒よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会員数

平成25年9月10日現在会員数

会員数 234 法人数 5

3. 事務所変更

支 部	氏 名	変 更 年月日	変 更 後		
			事務所	TEL	FAX
萩	岡村 匠	H25.4.8	〒759-4101 長門市東深川990番地10	—	—
下 関	下野 洋二	H25.9.2	〒751-0859 下関市川中本町一丁目22番8号	—	—

4. TEL・FAX等変更

支 部	氏 名	変更事項	変更後
下関	中橋 明彦	メールアドレス	minae@apricot.ocn.ne.jp

会務報告

開催日	会 務	場 所
5月7日(火)	第3回選挙管理委員会	調査士会館
5月9日(木)	中国ブロック協議会役員会議	岡 山 市
5月10日(金)	登録証交付式	調査士会館
	周南支部総会	周 南 市
	山口支部総会	山 口 市
	萩支部総会	長 門 市
	土地賃借料についての協議	山 口 市
5月11日(土)	宇部支部総会	宇 部 市
	下関支部総会	下 関 市
5月15日(水)	会報編集会議	調査士会館
5月17日(金)	「大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定」調 印式	山 口 市
	定時総会打合会	調査士会館
5月18日(土)	第66回定時総会	山 口 市
5月25日(土)	山口県行政書士会定時総会	山 口 市
	山口県司法書士会定時総会	山 口 市
5月27日(月)	正副会長会議	調査士会館
6月4日(火)	第1回常任理事会	調査士会館
6月5日(水)	第2回境界問題相談センター運営委員会	調査士会館
6月7日(金)	日本司法書士会連合会中国ブロック会定時総会	山 口 市
6月11日(火)	第2回理事会	調査士会館
	支部長会、選挙管理委員会	調査士会館
	綱紀委員会	調査士会館
	役員合同会議	調査士会館
6月14・15日 (金・土)	中国ブロック協議会第56回定例総会	広 島 市
6月18日(火)	日調連第70回定時総会	東 京 都
6月24日(月)	山口法律関連士業ネットワーク第2回理事会	山 口 市
6月26日(水)	会則105条に基づく調査	調査士会館
6月27日(木)	第2回業務部会	調査士会館
7月5日(金)	第1回総務部会	調査士会館
7月9日(火)	第1回広報部会	調査士会館
7月12日(金)	第3回業務部会	調査士会館
	山口支部研修会	調査士会館

開催日	会 務	場 所
7月14・15日 (日・月)	九州ブロック「コミュニケーションツール活用研修会」	熊 本 市
7月17日 (水)	第4回業務部会	調 査 士 会 館
7月19日 (金)	土地賃借料についての協議	下 関 市
7月20日 (土)	中国ブロック協議会役員会議	岡 山 市
7月22日 (月)	山口法律関連士業ネットワーク定期大会	山 口 市
	会則105条に基づく調査についての協議会	調 査 士 会 館
7月23日 (火)	第3回境界問題相談センター運営委員会	調 査 士 会 館
7月31日 (水)	全国一斉表示登記無料相談会	調 査 士 会 館
8月1日 (木)	第1回境界問題相談センターやまぐち研修会	調 査 士 会 館
8月6日 (火)	会則109条に基づく調査	調 査 士 会 館
8月19日 (月)	第5回業務部会	調 査 士 会 館
	法務局との協議	山口地方法務局
8月23日 (金)	公嘱協会通常総会	山 口 市
8月26日 (月)	法務局登記部門と本会業務部との協議会	調 査 士 会 館
	第6回業務部会	調 査 士 会 館
8月27日 (火)	会報編集会議	調 査 士 会 館
8月28日 (水)	第2回常任理事会	調 査 士 会 館
	会則第109条に基づく協議について	調 査 士 会 館
8月30日 (金)	支部役員と本会業務部との協議会	調 査 士 会 館
	第7回業務部会	調 査 士 会 館

広報部より

会員の皆様の楽しい話題、貴重な体験等をどんどん募集しております。

編集後記

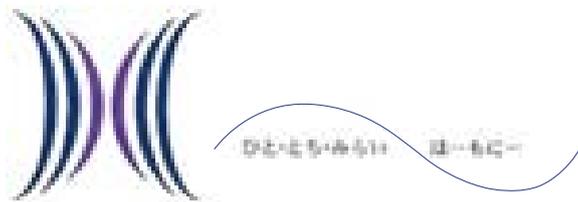
2020年のオリンピック開催地が、東京に決定しました。この決定を受け、7年後の目標に向かって国民のモチベーションが高まっているように感じます。

東京でのオリンピック開催は2回目であり、1回目は49年前の昭和39年でした。これを考えると、日本でのオリンピック開催の雰囲気を感じることができるのは、一生に1度かもしれませんね。

このような大きなイベントでは、国民の気持ちがひとつになるように感じます。調査士会でもこのような意識を大切にして、会報内容の充実に努めたいと考えています。

(広報担当副会長 板垣)

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922-5975
FAX (083) 925-8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振替 01590-5-11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 西本 聡士
広報担当副会長 板垣 龍夫
広報部長 豊川 奎植
理 事 周原 稔
〃 三崎 友紀
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net